

官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）

施行日：令和7年春頃を予定

- 「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し国民に周知するための「国の公報」。
- 明治16年の創刊以来、紙の印刷物として発行されてきたが、今後はウェブサイトに掲載する方法により電子的に発行。

《電子的な発行の流れ》

- (1)官報の発行は、官報掲載事項の情報について、改変防止策（電子署名等）を講じた上で、公衆が当該事項を閲覧し得る状態に置く措置（ウェブサイトに掲載）をとることで行う。
- (2)官報掲載事項は、内閣府令で定める「閲覧期間」、継続してウェブサイトに掲載する。
※法令等の内閣府令で定める事項は、「閲覧期間」経過後も引き続きウェブサイトに掲載。
- (3)「閲覧期間」経過後速やかに、発行された官報の電子データを**国立公文書館に移管**する。

官報の発行に関する内閣府令（案） ※令和6年7月25日～8月29日パブリックコメント実施

- 「**閲覧期間**」等について
 - 「閲覧期間」を90日間とすることを規定。
 - 「閲覧期間」経過後も、法令のほか、プライバシーの確保等に支障がない事項については、引き続き内閣府ウェブサイトに掲載することを規定。
- 国立公文書館への移管**について
 - ① 国立公文書館への官報の移管を、一定期間ごとにまとめて行うことを規定。
 - ② 官報を移管する際、プライバシー情報の拡散を抑止する観点から、**国立公文書館において移管後の官報をウェブサイトで公開しないこととする条件を付**することを規定。

(注) 移管後の官報に対して利用請求があった場合には、全部利用となる。

法施行に伴う官報掲載事項の提供範囲・方法の変更

※下線部：現行からの変更

	現行		法施行後	
	90日間	90日間経過後	90日間	90日間経過後
ウェブサイト (注1)	全ての事項を公開	法令のほか、 <u>政府調達に限り</u> 無期限に公開	全ての事項を公開	法令のほか、 <u>プライバシーの確保等に支障がない事項</u> は無期限に公開 (注2)
国会図書館	全ての事項を館内で閲覧可		全ての事項を館内で閲覧可	
国立公文書館	/		× (移管前)	<u>デジタルアーカイブ</u> <u>掲載手続後、</u> <u>全ての事項を</u> <u>館内で閲覧可</u>

(注1) 現行は、独立行政法人国立印刷局のウェブサイトにおいて「インターネット版官報」（「官報」ではない）を情報提供。法施行後は、内閣府のウェブサイトにおいて「官報」を発行。

(注2) 例えば、個人の氏名・住所を含む事項（例：帰化の告示、破産公告）については、無期限にウェブサイトに掲載することにより、プライバシーの確保に支障が生ずるおそれがあると考えられるため、90日経過後は公開されない。
他方、こうした事項以外は、原則として90日経過後も公開（現行と比べて提供範囲が拡大。）。